

毒性情報の更新状況(2019年度)

① 大気

・産業衛生学会 “許容濃度等の勧告(2019年度)において以下のPRTR対象物質の許容濃度が追加されました。

19 クメン	50 mg/m ³
175 2,4-ジクロロフェノキシ酢酸(2,4-D)	2 mg/m ³
423 メチルアミン	6.5 mg/m ³

② ヒト水域

・厚生労働省 "水道水質基準"において以下のPRTR対象物質の基準値が更新されました。

88 6価クロム化合物	0.05mg/L以下 → 0.02mg/L以下
-------------	-------------------------

・厚生労働省 "水道水質管理目標設定項目"において以下のPRTR対象物質の目標値が更新されました。

63 ジクワット	0.005mg/L → 0.01mg/L
152 カルタップ	0.3mg/L → 0.08mg/L
195 プロチオホス	0.004mg/L → 0.007mg/L

・内閣府食品安全委員会 “食品健康影響評価”において以下のPRTR対象物質のADI値が追加されました。

43 イミノクタジン	0.0023 mg/kg/day
63 ジクワット	0.0058 mg/kg/day
152 カルタップ	0.016 mg/kg/day
206 カルボスルファン	0.005 mg/kg/day
217 チオシクラム	0.016 mg/kg/day
221 ベンフラカルブ	0.0089 mg/kg/day
244 ダゾメット	0.004 mg/kg/day
350 ペルメトリン	0.05 mg/kg/day
426 カルボフラン	0.00015 mg/kg/day

・失効農薬情報

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター(FAMIC)において以下のPRTR対象物質の農薬が失効されました。

	失効月
48 EPN	19年11月
146 ピリミホスメチル	20年1月

③ 水生生物

④ 毒性確度ランク

<発ガン性> ・国際がん研究機関(IARC)においてPRTR対象物質の発ガン性情報が更新されました。

	ランク
213 N,N-ジメチルアセトアミド	2B
359 n-ブチル-2,3-エポキシプロピルエーテル	2B
417 メタクリル酸2,3-エポキシプロピル	2A

・EU CLP規則においてPRTR対象物質の発ガン性情報が更新されました。

	ランク
12 アセトアルデヒド	2 → 1B
153 テトラメトリン	2
343 ピロカテコール	1B

・厚生労働省 がん原性に係る指針対象物質が更新されました。

8 アクリル酸メチル

10 アクロレイン

・産業衛生学会 において以下のPRTR対象物質の発ガン情報が更新されました。

	ランク
8 アクリル酸メチル	2B
112 2-クロロニトロベンゼン	2B
167 1,4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン	2B
213 N,N-ジメチルアセトアミド	2B
314 p-クロロニトロベンゼン	2B
333 ヒドラジン	2B → 2A
348 フェニレンジアミン	2B(o-)
452 2-メルカプトベンゾチアゾール	2B

<生殖毒性> ・EU CLP規則においてPRTR対象物質の生殖毒性情報が更新されました。

	ランク
171 プロピコナゾール	1B

・産業衛生学会 において以下のPRTR対象物質の生殖毒性情報が更新されました。

	ランク
175 2,4-ジクロロフェノキシ酢酸(2,4-D)	2

<変異原性> ・EU CLP規則においてPRTR対象物質の変異原性情報が更新されました。

	ランク
12 アセトアルデヒド	2
343 ピロカテコール	2

<感作性> ・EU CLP規則においてPRTR対象物質の感作性情報が更新されました。

	ランク
414 無水マレイン酸	皮膚 1 → 1A

⑤ 毒劇物取締法

418 メタクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル	劇物 → 劇物(6.4%以下は除く)
--------------------------	--------------------